

ジフェニルアルシン酸検出者に係る対応状況について（報告）

茨城県では、緊急措置事業における健康診査の一環として、国立研究開発法人国立環境研究所に委託し、平成15年度からジフェニルアルシン酸（DPAA）検査を実施している。

平成24年度に実施した検査において、5名（同一世帯）の検体からDPAAが検出されたため、平成26年3月26日に開催された平成25年度第2回臨床検討会において対応状況等について報告したところであるが、その後の対応状況について報告する。

1 経緯等

- 平成25.3 平成24年度検査結果判明（5名（同一世帯）のDPAA検出を確認）
- 平成25.3 井戸水使用状況の確認（潮来保健所）
- 平成25.4 対象者が使用する水の検査を実施（検査機関：茨城県霞ヶ浦環境科学センター）
 - ・上水道はいずれも不検出、井戸水から0.02mg-As/Lを検出
- 平成25.7, 26.3 臨床検討会へ報告

2 DPAA検査の実施状況等

(1) 平成24年度検査においてDPAAが検出された者（同一世帯5名）について

○DPAA検査結果

平成27年度：5名の毛髪、手爪、足爪の検査結果についていずれも不検出。

平成28年度：5名のうち1名の手爪から(2)ng/g検出された。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 国立環境研究所 | ・極めて低いレベルだが再検査が必要。爪を洗浄した群との比較検査が望ましい。 |
| 柴田委員のご意見 | ・再検査で陰性の場合は、従来どおり1年に1回希望時に生体試料検査を行う。 |

平成29年度：5名の毛髪、手爪、足爪の検査結果についていずれも洗浄しない状態で不検出。

○井戸水検査結果

県が独自に、平成26年度から平成29年度において、年1回、霞ヶ浦環境センターで検査を実施しているが、いずれも有機ヒ素は検出下限値以下。

（※検出有無の判断基準：0.005 mg-As/L，地下水モニタリングの対象外井戸）

○平成26年1月以降、引き続き、潮来保健所から井戸水使用の自粛、飲用以外の用途における井戸水の使用（特に家庭菜園の水まき）についての自粛を要請。

(2) 過去15年間（H15～H29年度）の検査でDPAAが検出された者のうち、その後の検査で未検出の確認がとれていない者について

・毎年度、DPAA検査の受検を勧奨しているが、2名が未受検の状況にある。

3 今後の対応について

○今後の同一世帯（5名）に対するDPAA検査の実施について

→年1回の健康診査において、希望時に生体試料検査を実施するものとする。

○過去の検査でDPAAが検出された者であって、その後の検査で未検出の確認がとれていない者（2名）について

→転出によりDPAAの暴露はないと思われるため、年1回の健康診査において、希望時に生体試料検査を実施するものとする。